

社員総会議事運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この議事運営規程は、本会の社員総会における議事の方法に関する事項について定め、総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(会議の出欠)

第2条 代議員（以下「社員」という。）が総会に出席したときは、受付において、自ら出席簿に署名又は押印しなければならない。

2 社員が会議に欠席するときは、会議開催の前日までにその旨を会議招集者に届けなければならない。

3 会議に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について定款第23条の定めにより、表決を委任することができる。ただし、会議招集者に送付された受任者未記入の白紙委任状については、会議招集者において受任者を指名し、会議招集者が委任状を補充してこれを行使するものとする。

(議長)

第3条 議長は定款第20条の定めるところに従い選任する。

2 議長は、会議の秩序を保持し、議事の運営を掌る。

3 議長の職務を掌る者は、その会議の議決権を有しない。ただし、採決において、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会議の成立)

第4条 議長は、定款第22条の定める定足数の確認を得て会議の成立を宣言する。

(開会および閉会)

第5条 会議は、議長の開会宣告を以て開始し、議長の閉会宣告によって終了する。

2 議長は、社員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができ

る。この場合、既に入場している社員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

3 閉会につき異議を唱える者あるときは、議場に諮ってこれを決する。

(時間の厳守)

第6条 出席者は、会議開催の時間を厳守しなければならない。

第2章 議題及び動議

(議案の審議)

第7条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(書面による提出)

第8条 議案は、その全文を書面に記載し、理由の要旨を附記しなければならない。

(議題の配布)

第9条 議題は、社員総会の1週間前までに社員に配布しなければならない。ただし、緊急を要するとき又は特別の事情のある場合はこの限りではない。

(議案の修正)

第10条 議案の修正は動議がなければこれを行うことができない。

2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(動議の却下)

第11条 議長は、動議が次の事由に該当するときは、直ちに却下することができる。

(1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。

(2) 既に同一内容の動議が否決されているとき。

- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

(議題追加の動議要件)

- 第12条** 社員が、あらかじめ提出された議題のほかに議題として追加を求める動議は、社員総会の日日の3日前の午後5時までに、その案及び理由を書面に付して会長に届け出なければならない。ただし、当該動議が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一議題につき社員総会において総社員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。
- 2 前項の動議は、総社員の10分の1以上の議決権を有する社員の賛成者が署名しなければ動議を提出することができない。
 - 3 第1項の動議提出者は社員総会において改めて発議しなければならない。
 - 4 その他の動議は前各項を適用しない。

第3章 議事

(遵守事項)

- 第13条** 議事の進行にあたっては次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 粗暴の言動または他の発言者に対して非難攻撃的な言動をなさないこと。
 - (2) 他人の発言中は絶対発言したり、雑談しないこと。
 - (3) 自己の主張が少数意見として否決せられた場合には民主的に多数意見に従うこと。

(議案の処理)

- 第14条** 議案は、次の順序によって進行しなければならない。
- (1) 提案理由の説明
 - (2) 議案の内容質問
 - (3) 議案の討論
 - (4) 採決

(審議方法)

- 第15条** 議案の審議は、次の方法によらなければならない。

- (1) 議案説明後、議案に対する質問を求め適当な時機にこれを終結させる。
- (2) 質問が終結したときは、討論を求め適当な時機にこれを終結させる。
- (3) 質問及び討論の終結に異議を述べる者があるときは、議場に諮りこれを決しなければならない。

(動議の提出)

第16条 社員が、あらかじめ提出された議題のほかに第12条の要件を満たした議題として追加を求める動議の提出があったときは、議長は討論を用いないでこれを出席者に諮り議題に追加することができる。

- 2 前項の動議の提出が数個に及ぶ場合の優先順位は議長の決するところによる。
- 3 その他の動議の採択については、議長の決するところによる。

(討論の終結)

第17条 議長が討論の終結を宣告したのちは、その議題に関して発言を許さない。

- 2 議長が討論の終結を宣告したのちは、直ちにこれを採決する。

第4章 発言

(発言の許可)

第18条 出席者が発言しようとするときは、挙手して議長の指名をうけなければならない。

- 2 議長より発言を許可された者は、所属支部名、商号及び氏名を告げた後、発言しなければならない。
- 3 社員の発言の順序は、議長が決定する。

(退場)

第19条 前条の許可を受けないで発言し、その他議長の制止を聞かない者に対して議長は、退場を命ずることができる。

- 2 退場を命ぜられた者は、議長の許可がなければ当該総会に出席できない。

(発言の制限)

第20条 議長は発言の公平性を図らなければならない。

- 2 数人の発言者の採択については議長の決するところによる。

- 3 議長は議事運営上やむをえないと判断した時は、発言時間及び回数を制限することができる。
- 4 発言は、すべて議題以外にわたってはならず、又その範囲をこえてはならない。
- 5 発言は、簡潔明瞭にしなければならない。
- 6 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を禁止することができる。
 - (1) 議長の指示に従わない発言
 - (2) 議題に関係しない発言
 - (3) 冗長にわたる発言
 - (4) 重複する発言
 - (5) 総会の品位を汚す発言
 - (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
 - (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第21条 社員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。

(質問・要望書の提出)

第22条 社員は、事前送付された資料の内容について質問がある場合は、質問・要望書を事前に所属支部へ提出するものとする。なお、支部にて判断できないものについては、支部長を経由して会長に提出するものとする。なお、第18条の発言権を制限するものではない。

- 2 前項は、社員報告会にも準用する。

(説明義務者)

第23条 説明義務者は、社員の質問に対して一括して説明することができる。

- 2 説明義務者は、議長の許可を受けたうえで、補助者に説明をさせることができる。

(説明の拒絶)

第24条 説明義務者は、質問が次の理由に当たるときは、議長の許可を得て説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合

- (3) 説明をすることにより本会その他の者（当該社員を除く）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査することが必要である場合
- (5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議長の討論不参加)

第25条 議長はその任務を行っている間は、討論に加わることができない。

第5章 採決

(採決の宣告)

第26条 議長は採決に付する事項を宣告しなければならない。

(採決の順序)

第27条 採決する順序は、修正案あるときは修正案を先とし原案を後とする。

- 2 同一案件に対して数個の修正があるときは、原案に対しその趣旨の最も遠いものから先にし、その区別が判然としない場合は、議長が採決の順序を定める。

(採決の方法)

第28条 採決の方法は、起立又は挙手の2種とし、議長が適宜これを決する。

- 2 議長は、提案を可とするものを起立、又は挙手させその可否の結果を宣告する。
- 3 議長が特に必要と認めたときは、記名、又は無記名投票によって採決することができる。

(議題追加動議の採決)

第29条 第14条の要件を満たす動議の採決にあたっては、総社員の過半数、かつ動議提出者本人が議場に出席していなければならない。

- 2 前項の採決については、議場に出席した社員の過半数により決する。

(質疑討論の省略)

第30条 議長は、原案について特に発言者がないと認めたときは、質疑及び討論を省略して採決することができる。

第6章 議事録

(議事録の作成)

第31条 会議の議事については、定款第24条による議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は事務局が作成するものとする。

第7章 雑則

(規則の改廃)

第32条 この議事運営規程は、理事会の議決を経なければ改正することができない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。